

令和5年7月

保護者の皆様

大津市立木戸小学校
校長 隅坂達哉

【令和5年度保存版】

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

本校では、「大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」により、下記のように措置を執ります。つきましては、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 気象

木戸小学校の場合は、①滋賀県全域
②滋賀県北部
③近江西部
④大津市北部

注) 大津市北部は、旧志賀町と葛川・伊香立地域をさします。

- (1) 午前7時の時点で、県内に暴風を含む警報が発表されている場合、その日は臨時休業とします。
- (2) 午前7時の時点で、大津市北部に特別警報が発表されている場合、その日は臨時休業とします。
- (3) 午前7時前後の時間帯に、以下の状況が木戸学区地域に発生している場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う場合があります。その場合は、学校からの配信メール（tetoru）に従ってください（電話連絡は致しません。）
 - ①登校後に暴風を含む警報又は特別警報の発表が予想される場合
 - ②大雨警報、洪水警報、大雪警報などが発表されている場合
 - ③土砂災害警戒情報が発表されている場合
 - ④避難情報が発表され、本校が避難所となっている場合
 - ⑤JR湖西線が運転を見合わせている場合

2 地震

前日の午後3時から当日の午前7時までの間に、大津市で震度5弱以上を観測した場合は臨時休業とします。ただし、実情に合わせながら登校を判断する場合があります。その場合は、学校からの配信メール（tetoru）に従ってください（電話連絡は致しません）。

【裏面へ】

3 武力攻撃事態等

前日の午後3時から当日の午前7時までの間に、大津市民に対して武力攻撃事態等による警報の報道があった場合、臨時休業とします。ただし、実情に合わせて登校を判断する場合があります。その場合は、学校からの配信メール（tetoru）に従ってください（電話連絡は致しません）。

4 その他

登校中や登校後、上記の事態になった場合、通学路の安全確認後、下校時刻を繰り上げて集団下校または、保護者への引き渡しをする場合があります。

- ① 学校からの配信メール（tetoru）に従ってください（電話でのお問い合わせはご遠慮ください）。
- ② 下校時刻繰り上げの際の下校（帰宅）先をお子さんと確認しておいてください。
- ③ 児童クラブ通所児童は、児童クラブと連携します。ご家庭でも児童クラブからの連絡に従ってください。
- ④ 引き渡しになった場合、学校提出用「児童生活調査票の緊急時における引き渡し可能者名簿」により対応をします（記載内容に変更が生じた場合は、速やかに担任までご連絡ください）。

保護者への緊急連絡は、配信メール（tetoru）で行います。
機種変更でアドレスを変更された方、登録しているのにメールが届かない方、学校にご連絡ください。